

〒 1 6 0 - 0 0 2 2

東京都新宿区新宿 1 丁目 1 5 番 9 号

さわだビル 5 階

東京共同法律事務所

全国靈感商法対策弁護士連絡会

事務局長 山口広殿

〒 1 5 0 - 0 0 4 6

東京都渋谷区松濤 1 - 1 - 2

世界基督教統一神霊協会

法務局長 岡村信男

2011年6月6日

全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下、貴会という）作成の「統一協会の純潔宣言にご注意」などと題するビラ（以下、当該ビラという）が多数の大学で配布されていますが、当該ビラは世界基督教統一神霊協会（以

下、当法人という)に関して事実と反する内容を記載し、当法人を誹謗中傷し、名誉を毀損するものです。このような当法人にかかる事実と反した内容のビラ作成と配布行為は、貴会が多くの人たちの不安をあおり、もって自分たちの弁護士活動のために広報・営業活動をしているものと言わざるを得ません。貴会に対して強く抗議するとともに、当該ビラの作成及び配布行為を直ちに停止するよう要求します。

以下、当該ビラの内容の誤りと事実と反する点を指摘します。

(1) 当法人を「統一協会」と表現していますが、当法人の名称は「世界基督教統一神霊協会」であり、略称は「統一教会」です。マスコミ等、一般的にもこれに従っているにもかかわらず、貴会は「統一協会」という名称を意図的に使用し、当法人が宗教法人とは別なものであるかのような意図的なイメージ作りをしていると言わざるを得ません。

(2) 「マインドコントロール」という用語は、その定義自体が曖昧で多義的であり、特定宗教に対する差別や不当な扱い、さらに信者らへの違法な拉致監禁等による強制改宗に利用されかねないとの危惧が世界的に認識されています。当法人の信者らは、創設者・文鮮明師の「理想家庭の実現による人類一大家族平和世界の実現」という教えに感銘し、神との出会いにより、自らの意思で信仰生活をなしているものであります。したがって、貴会の主張は、信者らの信仰心や自由意思を無視し、科学的根拠も曖昧な「マインドコントロール」の結果と一方的に決めつけるものであって、社会に偏見を与えるための悪意に満ちたレッテル貼りであり、きわめて不当であると言わざるを得ません。

同様に「統一協会員のロボットができあがる」との表現は、自由な主体的意思で判断し、行動を自己決定する当法人の信者を、自由意思を持たないロボットとして、あたかも自己判断能力を失い、隷従する存在と決めつけるものであり、当法人信者の名誉を毀損するも

のです。

貴会所属の弁護士らが代理人となった当法人を被告とする多くの裁判の原告には、拉致監禁等による強制改宗の結果脱会した元信者が多数おります。貴会所属の弁護士らも法曹界の一員として、憲法に保障された信教の自由は、基本的人権の中でも極めて重要なものであり、尊重されるべきものであることは、当然に理解しているはずです。

しかしながら、貴会は当法人信者に対する強制脱会活動を行う改宗業者とも言うべき一部キリスト教牧師らの違法行為を容認、放置し、全国的、組織的に支援しているとまで言われており、これらの行為は法曹界の一員としての貴会所属弁護士の人権意識の欠如ないし偏向と言わざるを得ません。

かつて貴会所属弁護士が、当法人信者が自らの意に反して強制的に拉致され拘束下で脱会説得させられていた場所に出向き、信者が違法な監禁状況に置かれていたことを知りながら弁護士としてそれを容認して

いたと、強制脱会説得の被害者が当該弁護士 の行動を批判、告発しています。

また、貴会所属弁護士が当法人信者の両親に脱会説得活動を勧誘していると疑われる文書を送りつけたり、かつて当法人の教会を武力を持って襲撃し、信者の拉致監禁を共謀したとして違法判決を受けた高沢守牧師らとも集会を開いたりしています。

また、強制脱会活動の最後の踏み絵は当法人に対する訴訟提起と言われていますが、その脱会した元信者らを原告とする裁判で貴会所属弁護士らが原告代理人となり、多大な金銭的な利益を受けてきたことは明白です。

(3) 当法人はいわゆる「靈感商法」をはじめとするいかなる収益事業も行っていない。当法人が、無料姓名判断のはがきの配布、印鑑、水晶玉、数珠、表札、高麗人参濃縮液、宝石、毛皮、絵画、着物の販売等を行っているとする内容は全く事実と反します。

(4) 当該ビラにおいて「無数の名前と顔その実体は統

一協会」として、世界平和女性連合や CARP などの団体が当法人とイコールであり、「正体隠し団体」「偽装団体」とであると述べていますが、これは全く事実を反します。

世界平和女性連合は、女性の活動を通じて家庭と世界の平和を実現することを目的とする任意団体で、国連・経済社会理事会の諮問資格を有する NGO として社会貢献の実績により数々の表彰を受けている団体です。

また、CARP は統一原理を基本理念として学術研究や人材育成を行い、社会貢献や世界平和への寄与を目指す学生団体です。

同様に、その他の団体も宗教法人である統一教会とは全く別の法主体であり、当法人が運営する団体でもありません。

上記のように当該ビラは事実を反し、当法人を誹謗

中傷し、名譽を毀損するものであり、強く抗議するとともに、その作成及び配布を直ちに停止するよう要求します。

以上